

至誠館大学卒業生アンケート等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）を卒業し、一定期間の就業経験等を経た者（以下「卒業生」という。）に対して行う卒業生アンケート、卒業生の就職先に対して行う就職先アンケート及び調査を実施する年度に本学を卒業する予定の者（以下「卒業予定者」という。）に対して行う卒業予定者アンケートの実施に関する基本的事項を定める。

(卒業生アンケート)

第2条 卒業生アンケートは、大学の教育評価・改善の一環として、本学の卒業生の意見等を集約し、本学のディプロマポリシーに則した学修成果が卒業後の社会経験において重要であったかを点検するとともに、その結果を本学の教育改善・キャリア教育の向上に資することを目的として、原則として年に1度実施する。

2 調査結果等に基づく教育活動等の改善の検討は、進路支援委員会で行う。

(就職先アンケート)

第3条 就職先アンケートは、大学の教育評価・改善の一環として、本学の卒業生の就職先の意見等を集約し、本学のディプロマポリシーに則した学修成果が卒業生の就職先が求める能力等と合致しているかを点検するとともに、その結果を本学の教育改善・キャリア教育の向上に資することを目的として、原則として年に1度実施する。

2 調査結果等に基づく教育活動等の改善の検討は、進路支援委員会で行う。

(卒業予定者アンケート)

第4条 卒業予定者アンケートは、大学の教育評価・改善の一環として、本学の卒業予定者の意見等を集約し、本学のディプロマポリシーに則した学修成果が得られているかを点検するとともに、その結果を本学の教育改善・質向上等に資することを目的として、本学の卒業予定者に対し、原則として年に1度実施する。

2 調査結果等に基づく教育活動等の改善の検討は、教務委員会で行う。

(集計・分析)

第5条 本規程に基づき実施された調査の結果は、集計・分析した上で、情報公開されるものとする。かつ、本学の教育課程の検証と改善及びキャリア教育の向上に活用されるものとする。

2 得られた回答は「個人情報の保護に関する法律」に基づき本学が適切に管理し、個人・団体が特定され得る公表を行わない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか調査実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

制定 令和2年 4月 1日 (制定)

改正 令和6年10月 1日 (第1回改正)